

# 平取町職員等の公益通報制度の概要について

## ■公益通報とは

町政の適法かつ公正な執行を期するために、町職員等により行われる通報をいいます。

## ■公益通報の対象となる事由とは

対象となる事由は、(1)～(4)掲げるもので、且つ、①～③に該当するものがあると思料されるものです。

- (1) 町の事務事業
- (2) 町が出資する団体の出資目的に係る事務事業
- (3) 町から事務事業を受託し若しくは請け負った事業者における当該事務事業
- (4) 指定管理者における町の公の施設の管理に関する事実
  - ①法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実
  - ②人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実（①に該当する事実を除く。）
  - ③①及び②のほか事務事業に係る不当な事実（公益を害し、又は害するおそれがあるものに限る。）

例) 全国で過去に問題となった例としては、次のような物があります。

- ・ 建築基準法の違反
- ・ 食品の偽装
- ・ 温泉成分の偽装
- ・ 介護報酬の不正請求 など

## ■公益通報を行うことができる町職員等（公益通報者）とは

- (1) 町職員
- (2) 町が出資する団体（有限会社平取町畜産公社及び株式会社平取町アイヌ文化振興公社）の役員又は職員
- (3) 町から事務事業を受託し、または請け負った事業者の役員および従業員
- (4) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）の役員および従業員
- (5) 過去に(1)～(4)の職を退いた者

## ■公益通報のポイント

- (1) 公益通報は、『公益通報窓口（平取町役場総務課長）』若しくは『公益通報相談員（弁護士）』のいずれかを選択して行うことができます。
- (2) 公益通報は、実名で行わなければなりません。  
※公益通報相談員（弁護士）に通報した場合は、必要な匿名性を確保したうえで※、公益通報窓口（平取町役場総務課長）に報告されます。※通報者の氏名は、同意を得た場合を除き、公益通報窓口には知らされません。
- (3) 公益通報者は、公益通報をしたことを理由にいかなる不利益な取扱いも受けません。
- (4) 公益通報を処理するため、通報等審査委員会を置きます。
- (5) 職員等は、公益通報窓口又は公益通報相談員に対して、文書（電子メールを含む）により公益通報をすることができます。

- (6) 公益通報が受理された場合は、公益通報相談員は、公益通報に関し必要な調査を速やかに開始し、その結果を、公益通報者及び町長、並びに公益通報窓口へ報告します。
- (7) 町長は、違法または不当な事実があるときは、直ちに是正措置を講ずるとともに、当該関係者に対して処分その他適切な措置を講じます。
- (8) 町長は、是正措置を講じた場合は、その結果を、公益通報者に通知します。

#### ■平取町の公益通報の仕組み

##### (1) 公益通報窓口（平取町役場総務課長）への公益通報

- ①公益通報者が公益通報の対象となる（思料される）事実を確認
- ②公益通報者は通報内容を公益通報書に記載する。  
※実名で記載する必要があります。
- ③公益通報者は公益通報書を、公益通報窓口へ文書（メールを含む）により通報する。  
※公益通報窓口は、必要に応じて公益通報者と面接等を行います。
- ④公益通報窓口は、通報等審査委員会の委員長（副町長）に通報内容を伝え審査委員会を開催する。
- ⑤通報等審査委員会で、受理・不受理を審査し、町長に報告する。
- ⑥公益通報窓口は、受理・不受理の結果を、公益通報者に通知する。
- ⑦受理した場合は、公益通報窓口は公益通報相談員に調査を依頼する。
- ⑧公益通報相談員は、プライバシー等に配慮し調査を行い、公益通報者に対し、調査の進捗状況について報告する。
- ⑨公益通報相談員は、調査結果を、公益通報者・公益通報窓口・町長に報告する。
- ⑩是正が必要な場合は、町長は、是正措置を行う。
- ⑪町長は、是正措置等を講じた場合は、公益通報者に通知する。

##### (2) 公益通報相談員（弁護士）への公益通報

- ①公益通報者が公益通報の対象となる（思料される）事実を確認
- ②公益通報者は通報内容を公益通報書に記載する。  
※実名で記載する必要があります。
- ③公益通報者は公益通報書を、公益通報相談員へ文書（メールを含む）により通報する。
- ④公益通報相談員は、必要な匿名性を確保し、公益通報相談窓口へ報告する。
- ⑤公益通報窓口は、公益通報を受理するか不受理とするかを決定し、受理した場合は、直ちに公益通報相談員に調査を依頼する。  
※不受理とした場合についても、公益通報相談員に通知する。
- ⑥公益通報相談員は、受理・不受理の結果を、公益通報者に通知する。
- ⑦公益通報相談員は、プライバシー等に配慮し調査を行い、公益通報者に対し、調査の進捗状況について報告する。
- ⑧公益通報相談員は、調査結果を、公益通報者・公益通報窓口・町長に報告する。
- ⑨是正が必要な場合は、町長は、是正措置を行う。
- ⑩町長は、是正措置等を講じた場合は、公益通報者に通知する。※通報者の同意を得た場合を除き、公益通報相談員を通じて通知します。

#### ■公益通報先

##### ①公益通報窓口（平取町役場総務課長）

住 所：〒055-0192

沙流郡平取町本町28番地 平取町役場総務課 公益通報窓口 宛

アドレス：[soumu@town.biratori.lg.jp](mailto:soumu@town.biratori.lg.jp)

②公益通報相談員（弁護士）

住 所：〒060-0042

札幌市中央区大通西11丁目4番27号 北海ケミカル札幌ビル7階  
クレストンズ法律事務所 弁護士 石橋洋太 宛

アドレス：[ishibashi@clairstones.com](mailto:ishibashi@clairstones.com)

■公益通報書 様式第1号 公益通報書 をダウンロードしてください。

- 関係例規
- ・平取町職員等の公益通報に関する条例
  - ・平取町職員等の公益通報に関する条例施行規則

■お問合せ先 平取町役場総務課 01457-2-2221

